

**中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区
水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（変更）**

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第17条第4項の規定に基づき、中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域	<p>空知郡上富良野町21番地1、21番地3、21番地5から7まで、21番地9、79番地1及び2、79番地5、79番地7、79番地12、79番地14から17まで、80番地1から13まで、205番地1、205番地3から5まで、205番地8、205番地11、286番地1から6まで、286番地8から13まで、287番地1、287番地3及び4、287番地8、357番地1、357番地4及び5、357番地7、357番地9、357番地14から16まで、358番地1及び2、358番地4及び5、683番地1、683番地3から5まで、683番地7、683番地15、712番地1、712番地3、712番地5から7まで、972番地1から3まで、978番地1、1097番地2、1097番地4から8まで、1098番地1から3まで、1099番地1、1099番地10及び11、1099番地13から15まで、1099番地17から20まで、1099番地23、1221番地1から3まで、1221番地18から21まで、1242番地1から3まで、1242番地5及び6、1242番地11、1243番地1から4まで、1245番地1から5まで、2177番地1から3まで、2216番地2から10まで、2216番地16、2216番地22及び23、2216番地77、2216番地96、2216番地99、2216番地111から113まで、2216番地121、2216番地123、2216番地152、2216番地156、2216番地159から164まで、2216番地169、2688番地1、2688番地3から16まで、2689番地1から5まで、2689番地8から12まで、2690番地1、2691番地1から3まで、2692番地1及び2、2692番地5、2692番地10、2692番地17から20まで、2693番地1、2693番地7、2693番地9、3095番地2、3095番地4、3095番地6、3095番地14、3855番地1、3855番地3及び4、3855番地8及び9、5600番地1から4まで、5601番地2、5602番地、5603番地2、5604番地2、5615番地、5623番地1から3まで、5625番地、5626番地、5629番地、5630番地1及び2、5889番地、5892番地、5893番地、5894番地、5895番地、5896番地、5897番地、5898番地、5900番地、5905番地、5906番地、5909番地、5910番地、5915番地、5917番地、5918番地、6047番地、</p> <p>空知郡中富良野町750番地7から9まで、750番地12、753番地2及び3、753番地6、761番地1から5まで、762番地1から3まで、1201番地1、1201番地6及び7、1201番地10、1202番地1から5まで、1202番地7から11まで、1290番地1から8まで、1291番地1、1291番地4及び5、1291番地9から11まで、5073番地、5074番地、5075番地、5076番地、6370番地1及び2、6371番地1、6375番地1から6まで、6376番地1及び2、6764番地、6765番地、 字フラヌ原野4266番地4、4266番地6及び7、 字ポロピナイ1650番地1、1650番地3から6まで、1650番地8、1650番地11から14まで、1650番地16、 字上富良野836番地1及び2、836番地6、836番地11から14まで、 字中富良野2212番地26、2212番地68から70まで、2212番地139</p>

名称	指定の区域
	<p>から 141 まで、2212 番地 143 及び 144、2212 番地 147、2212 番地 156、2212 番地 159 から 164 まで、2212 番地 173、2212 番地 175 から 177 まで、2212 番地 180、2212 番地 182、2212 番地 184、2212 番地 186 及び 187、2212 番地 189、2212 番地 191、2212 番地 193、2212 番地 196、2212 番地 201、2212 番地 260 及び 261、2212 番地 267 及び 268、2212 番地 322、2212 番地 325、2212 番地 333、2212 番地 338、2212 番地 365 及び 366、2212 番地 392、2212 番地 409、2212 番地 431、2212 番地 436 及び 437、2212 番地 443 及び 444、2212 番地 446、2212 番地 616、2212 番地 657 及び 658、2212 番地 672 から 676 まで、2548 番地 1 から 5 まで、2549 番地 1 から 4 まで、3068 番地 1 から 4 まで、3541 番地 1 から 6 まで、4136 番地、4137 番地、4138 番地 1 から 3 まで、7181 番地 2 及び 3、7182 番地、7183 番地 3 から 5 まで、7184 番地、7185 番地、7186 番地 1 及び 2、7191 番地、7192 番地、7193 番地、7196 番地、7197 番地 1 から 5 まで、7198 番地 1 及び 2、7199 番地、7204 番地、7205 番地、7206 番地、7208 番地 1 から 4 まで、7208 番地 6 から 12 まで、7209 番地 1 から 15 まで、7211 番地 1、7211 番地 3、7212 番地 1 から 8 まで、7213 番地 1 から 5 まで、7214 番地 1 から 3 まで、7215 番地 1 から 3 まで、7216 番地 1 から 4 まで、7219 番地、7220 番地、7221 番地 1、7221 番地 3、7221 番地 6、7224 番地、7225 番地 1 及び 2、7226 番地 1 及び 2、7227 番地 1 及び 2、7228 番地、7229 番地 1 及び 2、7230 番地、7231 番地、7232 番地、7233 番地、7234 番地、7235 番地、7236 番地 1 及び 2、7237 番地 1 及び 2、7238 番地、7239 番地、7240 番地 1 から 6 まで、7241 番地 1 から 3 まで、7242 番地 1 から 4 まで、7243 番地 1 及び 2、7244 番地、7245 番地 1 から 3 まで、7246 番地、7247 番地、7248 番地、7249 番地、7250 番地、7251 番地 1 から 4 まで、7252 番地、7253 番地、7254 番地、7255 番地、7256 番地 1 及び 2、7257 番地 1 から 7 まで、7258 番地、7259 番地 1 から 9 まで、7260 番地、7261 番地 1 から 8 まで、7262 番地、7263 番地、7264 番地 1 及び 2、7265 番地、7266 番地、7267 番地 1 から 3 まで、7268 番地、7269 番地、7270 番地、7271 番地、7272 番地、7273 番地、7274 番地、7275 番地、7276 番地 1 及び 2、7277 番地 1 から 3 まで、7278 番地、7279 番地 1 及び 2、7280 番地、7401 番地、10076 番地、10078 番地、10309 番地 1 及び 2、10310 番地、10311 番地、10329 番地、10330 番地、</p> <p>字中富良野原野 1384 番地 1 から 3 まで、2450 番地 1 から 7 まで、2450 番地 9、2450 番地 11 から 16 まで、2450 番地 19、2450 番地 22 及び 23、2450 番地 29、2450 番地 31、2450 番地 33 から 35 まで、2450 番地 37 及び 38、4215 番地 2、4218 番地 2 及び 3、</p> <p>字富良野原野 157 番地 4 から 6 まで、157 番地 9 及び 10、171 番地 22、172 番地 2 及び 3、172 番地 6、172 番地 12、172 番地 15、175 番地 6 及び 7、175 番地 9、176 番地 5 から 7 まで、177 番地 1 から 11 まで、177 番地 15、177 番地 17 及び 18、178 番地 2 から 4 まで、203 番地 1 から 8 まで、272 番地 2 から 5 まで、272 番地 7 から 15 まで、272 番地 18、272 番地 20、272 番地 22 及び 23、272 番地 26 から 43 まで、303 番地 5 から 10 まで、356 番地 1 及び 2、356 番地 4 から 7 まで、356 番地 10、356 番地 13 から 18 まで、359 番地 6 及び 7、360 番地 1 から 5 まで、360 番地 7、360 番地 11 及び 12、360 番地 14、</p>

名称	指定の区域
	<p>644 番地 9 及び 10、644 番地 12、644 番地 15 から 18 まで、692 番地 1 から 5 まで、692 番地 9 から 21 まで、692 番地 24 及び 25、693 番地 31 及び 32、693 番地 34、693 番地 36 及び 37、704 番地 1 から 4 まで、704 番地 6、704 番地 14、704 番地 16、704 番地 18 及び 19、704 番地 21 から 24 まで、704 番地 27 から 35 まで、705 番地 1 から 6 まで、795 番地 7 及び 8、796 番地 5、796 番地 8、796 番地 10 から 12 まで、969 番地 6、970 番地 2、970 番地 4、971 番地 12、973 番地 6 から 9 まで、974 番地 7 から 10 まで、974 番地 13 及び 14、974 番地 16 及び 17、974 番地 19 及び 20、974 番地 22 及び 23、982 番地 1、982 番地 14、982 番地 16、982 番地 25 及び 26、982 番地 30 から 33 まで、982 番地 35 から 45 まで、982 番地 47 及び 48、982 番地 50 及び 51、982 番地 53 及び 54、982 番地 56、982 番地 61 及び 62、1095 番地 1 から 4 まで、1095 番地 6 から 8 まで、1095 番地 10、1095 番地 12 及び 13、1095 番地 16 から 22 まで、1219 番地 2 及び 3、1219 番地、1219 番地 8、1219 番地 11 及び 12、5111 番地、7430 番地、7431 番地、7434 番地、9288 番地、9289 番地、9291 番地</p> <p>※中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、湧水から原水を取り入れていることから、中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。
面積	3, 6 6 7, 0 0 2 m ² (中富良野町中富良野第 1・第 2・第 4 地区水資源保全地域との重複 841, 286 m ² を含む。)
区域設定の考え方	当該区域の取水地点から半径 1 km の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き提案区域とした。
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において水源涵養林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。</p> <p>さらに、中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設(給水人口: 480 人、給水量: 163 m³/日)の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、中富良野町中富良野第 5 地

区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨上富良野町では上富良野町長に、中富良野町では知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、上富良野町長又は中富良野町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに森林所有者となった場合	事後届出	新たに森林の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で上富良野町農業委員会又は中富良野町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、上富良野町農業委員会又は中富良野町農業委員会の許可（農地が4haを超える場合は知事の許可）を受けること。	農地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	<p>北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「農業地域」として、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効活用を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。</p> <p>北海道土地利用基本計画の土地利用計画図において、「森林地域」として、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域と位置づけられている区域があることから、土地利用については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。</p>	国土利用計画法
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事等の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	<p>次の区分に応じて、一定の規模を越える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに、上富良野町では上富良野町長、中富良野町では知事に届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築等：高さ13m又は延べ面積2,000㎡を超えるもの ・工作物の新設等：高さ5mを超える塀、高さ15mを越える鉄柱等 ・建築物等の外観変更：変更部分の面積が立面の2分の1を超えるもの ・開発行為：面積10,000㎡又は法面・擁壁の高さ5mを超えるもの 	景観法

要件	必要な手続等		根拠法令等
屋外広告物を提出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている区域があることから、区域内で屋外広告物を掲出する場合は、上富良野町では上富良野町長、中富良野町では知事の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業を行うこと。	森林施業を行う場合は、上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において、水源涵養林にゾーニングされていることから、森林整備計画におけるゾーニングに即した施業に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。 また、届出に基づき造林が完了した場合、造林完了から30日以内に上富良野町長又は中富良野町長に造林の状況報告書を提出すること。	森林法
1haを超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、上富良野町長又は中富良野町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
3,000 m ² 以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m ² 以上の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	一定規模以上の自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートルを超える自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	有害物質を含む汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。	工場立地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。